

～ 障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}に関する相談窓口^{かんそうまどぐち}について～

平成^{へいせい}28年^{ねん}4月^{がつ}に障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}への差別^{さべつ}をなくすことで、障がい^{しょうがい}の有無^{うむ}にかかわらず、その人^{ひと}らしさを認め^{みと}あいながら共に生きる社会^{とも い しゃかい}を実現^{じつげん}することをめざし「障害者差別^{しょうがいしゃさべつ}解消^{かいしょうほう}法^{しこう}」が施行^{しこう}されました。「障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする不当^{ふとう}な差別的^{さべつてき}取扱い^{とりあつか}」「合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}の不^ふ提供^{ていきよう}」を感じたときは、相談^{かんそう}窓口^{まどぐち}にご相談^{そうだん}ください。

※「合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりよ}」とは？ 障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}から、何らか^{なん}の助け^{たす}を求める意思^{もと い し}を伝え^{つた}られた時^{とき}に、負担^{ふたん}が重^{おも}すぎない範囲^{はんい}で対応^{たいおう}することが求め^{もと}られています。

たと
例えば…

- ・筆談^{ひつだん}、読み上げ^{よ あ}、手話^{しゅわ}の他^{ほか}、その人^{ひと}の特性^{とくせい}に応^{おう}じたコミュニケーション^{こ み ゆ に けー し ょ ん}で対応^{たいおう}し、わかりやすい表現^{ひょうげん}（方法^{ほうほう}）を使^{つか}って説明^{せつめい}する
- ・車いす利用者^{くるま りようしゃ}に対し、段差^{だんさ}がある場合^{ばあい}などに補助^{ほじょ}する
- ・自筆^{じひつ}が困難^{こんなん}な人^{ひと}からの申出^{もうしで}を受けて意思確認^{い し かくにん}を行^{おこな}った上で代筆^{う え だいひつ}する

相談窓口^{かんそうまどぐち}：四條畷市役所障がい福祉課^{しじょうなわて し やくしよしやう ふくしか} 電話^{でんわ} 072-877-2121
0743-71-0330
FAX^{ふあくす} 072-879-2596

おおさかふこういきしえんそうだんしつ
大阪府広域支援相談室

でんわ 電話 06-6944-0721
ふあくす FAX 06-6942-7215

